（前のページより続き）

○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**八五）　六六
○都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通**一）　六〇
○海岸法施行規則及び地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令（**同**二）　六一
○農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令（**同**三）　一〇三
○押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（**国土交通**九八）　一〇三
○特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令（**同**九九）　一〇三

〔告　示〕

○特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針を定める件（**国土交通**一五六二）　一〇六
○特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定に必要な事項等を定める件（**同**一五六三）　一一三
○不動産投資顧問業登録規程の一部を改正する件（**同**一五六四）　一一七
○建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準及び建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部を改正する告示（**同**一五六五）　一一八
○確認審査等に関する指針及び申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部を改正する告示（**同**一五六六）　一二九
○自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示等の一部を改正する告示（**同**一五六七）　一三三
○特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程の一部を改正する件（**同**一五六八）　一三三
○住宅リフォーム事業者団体登録規程の一部を改正する件（**同**一五六九）　一三四

本号で公布された法令のあらまし

◇地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（政令第三五七号）（総務省）

1　包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結に伴う改正に関する事項

㈠　欧州連合の供給者を欧州連合等の供給者に改め、同語の定義にグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の国民及び法人を追加するものとした。（第二条関係）

㈡　その他所要の規定の整備を行うものとした。

2　この政令は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の効力発生の日から施行するものとした。

◇民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の政令で定める日を定める政令（政令第三五八号）（法務省）

1　民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二号）附則第五条の政令で定める日を令和三年四月三〇日とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇公営住宅法施行令の一部を改正する政令（政令第三五九号）（国土交通省）

1　公営住宅の入居者の家賃の算定の基礎等となる収入の計算について、給与所得等を有する者に係る控除を定め、寡婦及び寡夫に係る控除を見直し、ひとり親に係る控除を定めることとした。（本則関係）

2　この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

3　この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

◇押印を求める手続の見直し等のための財務省関係政令の一部を改正する政令（政令第三六〇号）（財務省）

一　予算決算及び会計令の一部改正関係（第一条関係）

1　出納官吏等の帳簿金庫を検査したときに作製する検査書に、検査員等の押印を求めないこととした。（予算決算及び会計令第一一八条関係）

2　記名して印を押す場合の代替措置である署名に係る規定を削ることとした。（予算決算及び会計令第一四三条関係）

二　物品管理法施行令の一部改正関係（第二条関係）

物品管理官等の管理に係る物品等を検査したときに作成する検査書に、検査員等の押印を求めないこととした。（物品管理法施行令第四六条関係）

三　予算執行職員等の責任に関する法律施行令の一部改正関係（第三条関係）

予算執行機関が補助者を命ずる際に、書面による必要はないこととした。（予算執行職員等の責任に関する法律施行令本則関係）

四　施行期日

この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

◇独立行政法人造幣局法施行令の一部を改正する政令（政令第三六一号）（財務省）

1　独立行政法人造幣局債券（以下「造幣局債券」という。）の種別については、無記名式とした。（第五条関係）

2　募集造幣局債券に関する事項の決定、申込み、割当て及び債権者について定めることとした。（第七条～第一一条関係）

3　造幣局債券原簿の記載事項、備置き及び閲覧等について定めることとした。（第一二条及び第一三条関係）